

令和6年度（2024年度）所定疾患施設療養費 算定状況

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表します。

●令和6年度実績（月別の人数・日数）所定疾患施設療養費（1）

病名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
	日数	7	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	13
尿路感染症	人数	1	4	4	3	3	1	2	2	3	2	2	1
	日数	1	21	16	21	21	6	8	10	18	12	6	3
带状疱疹	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	人数	2	3	2	2	2	0	1	1	1	0	1	2
	日数	14	21	13	8	9	0	7	5	2	0	7	11

●疾患別の主な治療内容（投薬、検査、治療、処置等の内容）

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、各段吸引、必要に応じて吸入など 診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	抗ウイルス剤の内服、点滴注射、抗ウイルス薬剤軟膏の塗布、消炎鎮痛剤を用い、診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。
蜂窩織炎	抗菌薬の内服、点滴注射、抗菌薬の内服治療法など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。